

<はじめに>

平松新市長、第18代大阪市長就任、誠におめでとうございます。

私は公明党大阪市会議員団を代表して、昨年末、表明されました施政方針に対し質問を行い、市長の所信をお伺いいたします。

昨年11月の選挙で大阪市民は新たな市長を選挙いたしました。

その要因を、市長は施政方針の中で、「何とか市政を変えてほしいという市民の皆様方の願い」と総括されております。市政に対するこれまでの不信感が、とにかく新しい人を市長にという投票行動になったと私も感じております。

その不信感はいったいどこからきたのか。それは当時の「大阪市役所は大阪市から出て行け」という市民の声が象徴的に示すように、一連の職員厚遇問題や特定団体との不適切・不透明な関係が原因であることは、言うまでもありません。

労働組合や特定団体とのしがらみを断ち切り、これらの問題に真正面から取り組まれたのが關前市長の後半2年間の改革でありました。今回の結果は、關前市長の改革に対する不信任というよりも、大阪市民の市政に対する不信感が未だに払拭できていないということではないかと認識しております。

平松市長は民間出身の市長であることを好意的に見る市民もいる一方、労働組合や特定団体から推薦を受けた市長が再び誕生したことから、改革が逆行するのではと危惧している市民も少なくありません。

また、選挙時の発言と当選後の発言には数々の食い違いがあり、市民の間には「大阪市政を変えて欲しいと思っていたのに、その前に平松市長ご自身が変わってしまったのでは」という落胆の声も多くあるのですが、市長には届いているのでしょうか。

改革を止めることなく進めていくことは当然であり、職員厚遇問題以前の労使馴れ合いの関係に戻ることなど断じてあってはなりません。

今回の施政方針では、「いつまでに」「何を」「どうするのか」という点については、ほとんど明確に提示されませんでした。情報公開の基本は「大阪市政をこうします」「あなたの暮らしがこうなります」と市民に具体的にお示しすることです。市長の明確でわかりやすい答弁をお願いするものであります。

1、市政改革への基本認識

【質問】

まず平松市長に、現行の市政改革に対する、基本認識をお聞きいたします。

平松市長は、關前市長の下でこの2年間進められてきた、市政改革基本方針に基づく改革に対して、「予算や職員の一律カットは経営者が一番とってはいけない手法」とか、「市役所内部の組織改革に過ぎない」と選挙中は一貫して批判してこられました。

市長の当初の主張からすると、当然、新たな市政改革基本方針を直ちに作成されると思っておりましたが、施政方針の中では、「良い部分は引き継ぐ」「市民の目線から見て疑問に思われる部分は手直しを加える」と、極めて曖昧な言及にとどめておられます。

市長は、現行の市政改革基本方針についてどの点を評価し、どの点を疑問とされているのかを明確にしたいです。

また、新たな基本方針を作成するのか、しないのか。作成するならいつまでに、どのような基本方針を作成するのかについても明確にお示ししたいと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

【答弁】

ただいまの小笹議員の御質問に対しまして、お答えを申し上げます。現行の市政改革基本方針についての評価

についてでございますが、これまでの取組は、ともすれば、地下鉄・バスの民営化の議論に象徴されるように、コスト削減が優先され、「市民の目線」から評価するという観点が出ていたのではないかと感じているところでございます。

しかし、市政改革基本方針には、行財政改革だけではなく、組織風土の改革を図るコンプライアンス改革、経営体制の再構築を図るガバナンス改革にも同時に取り組むことが示され、これまでの取組についても、大胆な行財政改革の推進、公正で透明な市政運営のための枠組み整備など、全体として私も評価するところであります。

新たな市政改革基本方針の策定についてでございますが、本市の財政状況は依然として厳しく、また、市政改革基本方針は、議会でのご議論も十分にいただき策定されたものであり、基本的にはこれを踏襲し、引き続き改革を強く進めてまいります。

ただ、ガラス張りの市政の実現に向け、施策・事業の立案段階からの情報開示や市政改革の取組に「市民の目線」を取り入れるという観点から、市政改革基本方針を修正する必要があると考えており、修正点については、次の予算市会までにお示しし、議会でもご議論いただきたいと考えております。

2、市民の目線に立った市政運営

2-1 “市民”の定義について

【質問】

次に、「市民の目線」に立った市政運営という考え方についてお聞きいたします。

「市民」という言葉が施政方針にたくさんちりばめられております。しかし、一概に「市民」と言っても、大阪市民約265万、実に多種多様な意見や利害が対立する要望を持つ市民の方がいらっしゃいます。その中には、「子育て世帯と高齢世帯」「民間勤労世帯と公務員世帯」「課税世帯と非課税世帯」など、政策的優先ニーズが異なる場合も多々あります。市長の言う「市民の目線」の“市民”とは、いったいどのような市民のことを考えられているのでしょうか、市長の政治姿勢に関わる重要な点と考えておりますので、お伺いいたします。

【答弁】

市民の目線に立った市政運営についてでございますが、私は市役所の立場から市政を進めるのではなく、市民の立場から進めることが必要と考えております。

議員ご指摘のとおり、政策への市民ニーズが異なる場合があるのも事実であり、ニーズを持っている者に応じて、例えば少子化施策であれば子育て世代、福祉施策であれば福祉を必要とする者、中小企業施策であれば中小企業経営者、文化・集客施策であればビジターなどの目線で、公平、公正を前提に施策・事業を進めてまいります。とりわけ社会的に弱い立場の人の声にも耳を傾けながら、市民全体の福祉向上を図ってまいります。

2-2 市民憲章の制定について

【質問】

市長は施政方針の中で「市民憲章の制定」を提唱されておりますが、多様な市民の意思を統合する市民憲章の制定は、市民の代表である市会の採択が当然必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁】

市民憲章の制定についてでございますが、市民憲章は、市民が自らわがまちをより住みやすいまちにするための行動目標であり、市民のまちに対する愛情を醸成しまちづくりへの参加意欲を喚起するという大きな意義があります。

広く市民が憲章制定に向け関わり、時間をかけて意見交換を行うなど機運が盛り上がり市民が主役となり作ることが重要で、市民代表である市会のご承認が当然必要と認識しております。

2-3 自治基本条例の制定について

【質問】

また、自治基本条例の制定については、他の自治体でも制定されているところが多くありますが、その多くが理念条例というべきものであると認識しております。

大切なのは市長がその理念の先に何を実現したいのか、その具体的なビジョンが示されなければ、市民受けを狙ったパフォーマンス行政と言わざるを得ません。基本原則など具体的にどのようなことを盛り込まれるのか、お伺いいたします。

【答弁】

自治基本条例についてでございますが、市民が主役の市政のためには十分な情報公開のもと、市民と行政が一体となってまちづくりに取組むことや市民自治の拡充が必要と考えており、市民参加・参画、市民協働などの基本理念やその実現のための市政運営の基本ルールなどを包括的に定めるものが望ましいと考えております。

この条例制定の検討にあたっては、まず多くの市民が市政に関心を持つ機運を醸成し、議会や市民の皆様とも十分な時間をかけて幅広い議論をしてみたいと考えております。

2-4 住民投票条例について

【質問】

さらに、住民投票条例における提案権は、市長だけでなく議会にも付与するのか。住民投票の成立要件となる投票率はどうするのか。一体どのような案件を住民投票にかけようとお考えなのか。想定されているものを具体的にお示しいただきたいと考えますが、あわせて市長の御所見をお伺いいたします。

【答弁】

住民投票条例についてでございますが、市民参加の手段として、また議会の間接民主主義を補完するものとして検討をしてみたいと考えております。

他都市の条例では、市政の重要事項について提案者を住民・議会・首長又は住民のみとするもの、成立要件を投票資格者の2分の1や定めていないものなどがあり、重要事項であっても市の権限に属さない事項や組織・人事・財務に関する事項などは馴染まないものとして除外している場合もございます。

検討にあたっては、あらかじめ特定の条例をモデルにするのではなく、議会の皆様方と十二分に議論を尽くしながら、ふさわしいあり方を検討してまいります。

3、情報公開について

3-1 これまでの情報公開における不十分な点について

【質問】

次に、市長がおっしゃる情報公開について、具体的に内容をお聞きいたします。

施政方針の中では、「關前市長が、情報公開条例の改正やコンプライアンス体制の確保など、公正で透明な市政運営のための枠組みを整えられたことは、私も評価する」と言いつつ、情報公開制度を一層充実させるともおっしゃいましたが、市長の認識の中で、本市情報公開制度の不十分な点とは一体何と考えておられるのかをまずお伺いいたします。

【答弁】

情報公開についてでございますが、これまで様々な情報発信の取組の基盤となる情報公開条例の制定・改正を行い、情報公開制度の充実に努めて参りました。

今後は、公開条例に基づく情報公開だけでなく、市民の市政参加を推進する観点から、政策の立案段階の情報についても積極的に開示すべきであると認識しています。

また、その情報の意味が伝わってこそ説明責任を果たしたことになるという姿勢が十分ではなかったと認識しており、今後は相手にわかる言葉でどう伝えていくのかという点にも取り組んで参ります。

こうした取組を進める体制として、情報公開と広報や報道等を一元的に所管する情報公開室を新年度に設置し、その責任者に局長級の職員を充てたいと考えており、その組織体制については、早急に、素案を明らかにし、市会の皆様方からもご意見をいただきながら検討して参ります。

3-2 情報公開に対する市長の「熱い魂」の具体的内容について

【質問】

また、情報公開制度については、現在の制度の枠組みの上に、「本当の意味でのガラス張りの市政を実現するための『熱い魂』を吹き込みたい」とおっしゃいましたが、「熱い魂」とは一体何なのかを具体的にお示しいただきたい。結局、市長肝いりの情報公開とは単なる精神論ではなかったのか、市長のお考えを具体的にお伺いいたします。

【答弁】

「熱い魂」を吹き込み実現したいガラス張りの行政は、市政運営の基本に据えた「市民が主役の市政」に不可欠なものであり、施策全般に共通する重要な柱です。

その実現には、市民に情報の持つ意味が確実に伝わる必要があります。

「熱い魂」とは、全職員に市民の目線に立って市政情報をわかりやすく伝えることを念頭に置いて業務に取り組んでいただきたいという、私の強い意思を表したものです。

3-3 ガラス張りの市政の実現について

【質問】

言うまでもなく、情報公開の充実に関しては、私たちも大いに賛成であります。しかし、ショーウィンドウのように、都合の良い部分だけのガラス張りには、もう市民はうんざりしております。市長もご存じのように、そのような姿勢がかつての職員厚遇問題の温床となりました。

労働組合や特定団体から推薦を受けた平松市長は、言葉では「ガラス張り」と言っているが、改革を逆行させるのではないかという声も多く、その疑念を払拭するためには、協議の公開等においても、關市政の頃より具体的に一步進んだ制度をビルトインすべきであります。これら厚遇の温床となった労働組合や特定団体との各段階での交渉を、全てオープンにするなど、本当の意味での総ガラス張りにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、「政策の立案段階からの情報公開」や「事業の計画段階からの市民参加」をどのように進めるのでしょうか。パブリックコメントをホームページに掲載すれば事足り、では納得できません。具体的にお示しいただきたい。

さらに、「市民との双方向の広報システムを目指す」「市民と直接対話する場を積極的に設ける」とおっしゃいましたが、現行の広報広聴と何がどう違うのか、直接対話する場をどのように作るのか、具体的な内容をあわせてお伺いいたします。

【答弁】

労使交渉については、これまでからも交渉内容等の公開に努めてきましたが、交渉の全段階を全てオープンにすることは難しいと考えております。しかしながら、市民への説明責任を果たす観点から、より一層の情報公開のあり方について検討してまいります。当然、人事・予算などの管理運営事項については、交渉対象とせず私どもが

責任をもって行います。

また、特定団体などからの要望等にかかる協議については、平成18年度に策定した「団体との協議等の持ち方に関する指針」を厳守し適切に対処してまいります。

今後も一層の情報公開を進め、透明性の高い市政を実現してまいります。

市民が主役の市政を実現するためには、事業の計画段階からの市民参加を推進する観点から、政策の立案段階からの情報を開示すべきであると認識しています。

そのため、各種広報媒体を通じて、政策の重要度に応じ、政策の必要性や選択肢を含めた立案段階からの情報をわかりやすい形で届けるとともに、例えば、地域の公園づくりなどでワークショップ形式を活用した事例もあることから、こうした市民意見を反映する方法等を市政全般に活用できるよう、今後検討してまいります。

双方向の広報システムについてでございますが、市民への説明責任を果たすには、市民ニーズを把握し施策に反映するとともに、分り易く発信することが重要であります。

本市では、これまでも様々な取組みを進めていますが、ホームページによる情報発信などは改善の余地があります。

今後は、例えば、ホームページから情報を入手し易くするため、市民のアイデアを取り入れたり、どのページからも意見を言えるようにするなど、双方向の情報発信をさらに進めてまいります。

市民との直接対話の具体策についてでございますが、市民と直接対話することは、市民ニーズを把握し、市民の声を的確に施策に反映させていくうえで重要であると考えております。現在、各区で幅広い市民が参画し、まちづくりや子育て支援、障害者問題等についてさまざまな取組みが行われていますが、こういった場に私が出向き、抱えておられる課題やご意見等をお聴きする等、できる限り市民と直接対話する場を設けることにより、市民との信頼関係を築いていきたいと思っております。

4、行財政改革について

4-1 財源不足に対する取組みの内容について

【質問】

次に、行財政改革についてお聞きいたします。

關市政の下で進められてきた大胆な行財政改革の結果、昨年夏の大阪市債格付けでは、前回から大きく改善した高い評価となりました。それは、本市の大胆な行財政改革が今後も継続し、財政健全化に寄与するものと評価されたからです。改革が滞り、また下方修正された場合は、市長、あなたの責任が問われることとなります。

市長が代わったからといって、今後10年間で1000億円規模の財源不足に変わりはありません。「施策の重点化を一層図り、財政の健全化を促進する」と言われましたが、具体的に何をどう進めるのか、御所見をお伺いいたします。

【答弁】

行財政改革についてでございますが、市役所の経費は税金で賄われていることを常に意識し、無駄を排した効率的な行政運営を徹底することで、全体として大きな経費節減効果を生み出すよう努めるとともに、事務事業の点検・見直しを進め、経費圧縮を図ってまいります。

一方で、予算編成を通じて明らかにいたしますが、将来を担う子どもたちの育成・支援など市民が安心して生き生きと暮らすための施策や、経済団体、大学等の協力を得て取り組む経済活性化などの重点施策に集中を図ってまいりたいと考えております。

4-2 総人件費抑制の取り組みの内容について

【質問】

また、關改革の1つの柱は総人件費の抑制であり、職員の大幅な削減でありました。この2年間で4500人の削減を進め、今後3年間で全職員を3万9千人台にまで削減するとされておりました。市長の総人件費抑制に対する取り組みや職員削減計画は現行計画を踏襲するおつもりなのでしょうか。それとも新たな計画を作成されるおつもりなのでしょうか。もしそうであれば、新たな数値目標と達成期限を明確にすべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

【答弁】

人員削減計画についてでございますが、非常に厳しい本市財政状況に鑑みると、総人件費の抑制は重要な課題の一つであり、職員数の削減がこれからも必要なことは十分に認識しており、市政改革基本方針で示された現在の削減目標はこれを踏襲し、平成22年度までの実現に向け引き続き改革を強く進めてまいります。

現在の目標を達成してもなお、人口当たり職員数が他都市と比べて多い状況などに鑑みると、現計画以降の取組は今後の課題と認識しており、必要な行政サービスを低下させることのないよう配慮しつつ、平成23年度以降の削減の取組に向けて、検討を進めてまいります。

4-3 旧同和事業の見直しの取り組みについて

【質問】

同じく、關改革の中で象徴的な旧同和对策事業の見直しについてお聞きいたします。大阪市地对財特法期限後の調査・監理委員会からの総点検調査結果に対する意見や市会の議論を踏まえ、一昨年11月、人権文化センターの統合など、本市としての見直し方針を策定しました。平松市長はこの方針については遵守されるのでしょうか。それとも見直しするおつもりなのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

【答弁】

旧同和对策事業の見直しについてでございますが、地对財特法期限後の関連事業等を見直しにつきましては、平成18年11月に策定した本市の「見直し方針」に基づき着実に取り組んでおり、東淀川区内の人権文化センター3館の1館への統合はもとより、青少年会館、老人福祉センター、障害者会館についても、引き続き「見直し方針」を誠実に遵守して、見直しを進めてまいります。

5、負の遺産処理について

5-1 ATC・WTCに対する今後の取り組みについて

【質問】

次に、負の遺産処理についてお聞きいたします。

第三セクター問題のうち、特にWTC、ATCについては賃料訴訟の結果は言うに及ばず、今後の金利の動向によっても経営は予断を許しません。二次破綻は時間の問題との見方もありますが、今現在も市長は銀行団等へ債権放棄の要請をする考えをお持ちでしょうか。

また、WTCの救済策として批判を浴びた、第2庁舎化を進める発言をされておりますが、実際に推進するおつもりなのでしょうか。

市長の言う外部委員による検討とは、経営再建に重点を置くのか、それとも最終処理の方法論を模索する委員

会なのかを決定する必要があると考えますがいかがでしょうか。さらに、そのスケジュールに対する考え方についても、あわせてお伺いいたします。

【答弁】

負の遺産処理について、第三セクターの問題のうち、WTC、ATCについては、今月中にも外部委員による検討委員会を立ち上げてまいります。

そこで様々な観点からシミュレーション等を行うなど、まずは経営再建について、あらゆる検討を行い、再建が不可能な場合には最終処理の当否についてまで踏み込んだ検討を行ってまいります。

債権者への債権放棄等の手法により市民負担を軽くしたいという気持ちは変わっておりません。検討委員会において、実現可能性などについてご意見もお聞きしたうえで、要請もしてまいりたいと考えております。

市の部局や外郭団体の入居についても、WTCの活用策のひとつとして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

今後、検討委員会でのご議論を経て、市民の負担を最小化するという視点で、大阪市にとって最も望ましい、実現可能性の高い方策を、市会の附帯決議の趣旨も踏まえ、できるだけ短期間で選択してまいります。

この委員会での検討内容については、時期等に適宜配慮したうえで、可能な限りオープンにし、市民への説明責任を十分に果たすとともに、議会の皆様のご意見も頂戴しながら、問題の解決に向け最大限の努力をしております。

5-2 財務リスクから外れた事業等に対する見解について

【質問】

ところで、先日の施政方針では、財務リスクの他の事業については言及されませんでした。あえて避けられたのでしょうか。その理由をお聞かせいただきたい。もしそうでないとなれば具体的にお聞きいたしますが、まず土地信託事業のオーク200についてはどのような方針でのぞまれるのでしょうか。ソーラ21、ビッグステップ、キッズプラザの3信託の売却益で補填するおつもりなのでしょうか。また、土地開発公社、道路公社についてはどのように処理されるのでしょうか。關市政時代に敷かれたレールの上をそのまま進まれるおつもりなのか、市長の御所見をお伺いいたします。

【答弁】

次に土地信託事業の処理についてでございますが、オーク200については、昨年4月の土地信託事業検討会議の最終報告に基づき、引き続き受託銀行と交渉を行うとともに、受託者責任を厳しく追及してまいります。ビッグステップ、キッズパーク、ソーラ新大阪21の売却後の清算金については、オークの負債処理に充当するものではなく、昨年5月の市会の附帯決議に沿って、都市整備事業基金に積み立てることとし、その用途については基金の目的を厳守いたします。

土地開発公社につきましては、昨年關市政の下で策定した行動計画に基づき、長期保有土地の解消、土地造成事業の早期収束に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

また、道路公社につきましても、早急に経営改善策を策定する必要があることから、關市政の下で19年度中に具体的な方策を示すとされており、今後、これを取りまとめ、議会にもお諮りし、早期の実施に努めてまいります。

6、地下鉄・バス事業等の経営形態について

【質問】

次に、地下鉄・バス事業の経営形態についてお聞きいたします。

市長は「単に短期的収益によって事業価値や経営形態を考えることはできません。公営企業の下での更なる経営の合理化や新事業の展開を進め、経営改善に努めます」と、つまり民営化路線の放棄を言明されました。

市長は地下鉄・バス事業について、交通局が現在提示している改革型公営企業案を踏襲されるのでしょうか、それとも新たな経営改革案を策定されるのでしょうか。また、策定する場合はいつまでに策定されるのか。加えて敬老優待パス制度は現行のまま堅持されるという理解でよろしいのでしょうか。

さらに、地下鉄・バス事業以外の9事業の経営形態については変更の考えをお持ちでしょうか。現行のままでよいとお考えなのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

【答弁】

地下鉄・バス事業の経営形態についてでございますが、これまでの議会での議論を踏まえ、拙速に民営化を行う必要はないと考えております。

まずは、公営企業の下で更なる経営改善に努めることが必要であり、改革型地方公営企業案の考えを踏襲した中期的な経営計画を今年度内に策定してまいりたい。

敬老優待乗車証制度は、高齢者の生きがい施策として実施しているが、社会情勢も大きく変化していることなどから、市会での議論をいただきながら、時代に合った制度として継続できるよう多角的に検討してまいります。

地下鉄・バス事業以外の9事業の経営形態についてでございますが、關市政において昨年2月に経営形態のあり方に関する方針・方向性が公表され、各局で詳細検討が進められるとともに、議会でもご議論いただいた経過がございます。

これら9事業につきましては、既定の方針どおり、経営改善の必要性など各事業の個別課題の解消に継続して取り組む必要があると認識しております。

今後の経営形態の議論にあたりましては、各事業の使命や政策課題をわかりやすく情報提供し、市民や議会の理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

7、福祉施策と安全ネット、医療施策について

7-1 高齢施策等におけるセーフティネットの内容について

【質問】

次に、福祉・医療施策についてお聞きいたします。

高齢者や障がい者施策については「セーフティネットを更に拡充し、安心を実感できる施策を推進します」と、全く抽象的な発言でした。市長は、本当に大変な思いをしながら生活されている方の現状をわかっているのかと、安心どころかかえって不安に感じた方も多くいたに違いありません。

市長は、高齢者や障がい者施策について、何をどう拡充するおつもりか。安心を実感できる施策とは何なのか。明確に説明していただきたい。

また、生活保護制度での自立支援施策とおっしゃっていますが、これまでも本市では、被保護者に対する就労支援事業など様々な対策を講じております。しかし、残念ながら目に見えた効果が発揮されていないのが現状であります。市長はこの他にどのような具体的施策を考えておられるのか、お伺いいたします。

【答弁】

高齢者や障害者施策についてでございますが、増大かつ複雑・多様化しているニーズに応え、誰もが住みなれた地域において、ともに生き、ともに支えあい、心豊かに自分らしく健康で安心して暮らし続けることができるよう、

必要な支援を充実するため、引き続き「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「障害者支援計画」などの着実な推進に努めるとともに、市民との協働により、地域の福祉力を高め、セーフティネットのさらなる拡充に努めてまいります。

生活保護制度での自立支援施策についてでございますが、稼働年齢層の受給者の自立に向けて、個々の状況に応じた各種就労支援事業を実施し、昨年度には約千人が就職するなど一定の成果をあげており、引き続き事業の充実強化を図ってまいります。

一方、高齢者世帯が半数を占めるなど、制度発足当初とは状況が大きく変化しており、今後とも国に対して制度の抜本的改革を求めてまいります。

7-2 保育所待機児童解消の取り組みについて

【質問】

続いて、子育て支援と少子化対策については、これまで我が党のリードで全国的に誇れる制度とレベルを保ってきました。その中でも保育所待機児童解消には我が党の提案で24区を35のエリアに分け、きめ細かい施策ができるよう取り組んでまいりました。これまで駅前保育や分園など様々な待機児童対策を講じましたが、未だ待機児童の解消には至っておりません。市長は待機児童の解消については「完全に解消する」と明言されておりましたが、いつまでに、どのような方策で解消するのか、お伺いいたします。

また、子ども条例の制定については、我が会派も代表質問等でおこなってより主張してまいりましたが、そこで大切なのはその理念や内容がどうかという点であります。市長は「子ども施策の指針としてまいる」とおっしゃいましたが、具体的な内容をお示しいただきたい。

【答弁】

保育所待機児童の解消についてでございますが、増大する保育ニーズに対応するためには、これまで以上に強力な取り組みが必要であります。そのため、民間保育所の本園、分園の整備や保育ママ事業を推進するとともに、社会福祉法人自らによる土地や施設の確保が困難なエリアでは、市有地やもと区役所附設会館など本市既存施設の活用により民間保育所の整備を積極的に進め、平成21年度末には約4万2千人の入所枠を確保して、公民協力により待機児童の完全解消の実現に全力をあげてまいります。

こども条例の制定についてでございますが、児童の権利に関する条約の理念は、こどもを大切にしよう、守れる社会にしようということと理解しており、この考え方の下、保護者の第一義的な責任を前提に家庭・学校・地域・企業等がこどもの健やかな成長を支援する上でその役割を果たすことができるよう現状をしっかりと把握し、議会を始め広くご意見を承り議論を重ね、社会全体でこどもを育む施策の指針となるよう任期中に取り組んでまいります。

7-3 小児・周産期医療の充実と経営改善の取り組みについて

【質問】

続いて、医療施策の充実と市立医療機関の経営改善策についてお伺いいたします。

施政方針で述べられたとおり、小児科・周産期医療の拡充策、緊急医療体制の整備の推進は、本市における重要な課題であると我が会派も考えておりますが、具体的に何をどうされるのか、お示しいただきたい。

それと同時に、本市の病院事業は、平成18年度で128億円の不良債務を抱えるなど、大変厳しい経営状況にあります。今年度より、5カ年で不良債務を解消するべく第3次経営健全化計画を実行していくこととなっておりますが、救急医療や小児医療などの不採算性医療の充実と経営改善を両立するための具体的方策についてどのよう

にお考えなのでしょうか、市長の御所見をお伺いいたします。

【答弁】

医療施策の充実と市立医療機関の経営改善策についてでございますが、小児救急では初期救急を担う休日・夜間急病診療所を整備し、また、大阪府や医師会との連携のもと周産期緊急医療システムを構築し、救急医療体制も含め市民病院も参画しその一翼を担っています。

今後とも関係先と一層の連携を図り、市民の信頼に応えられるよう努めてまいります。

また、市民病院では、救命救急医療や地域で不足する産科・小児科などの不採算医療を安定的、継続的に提供することが重要です。

それには経営基盤の安定が必要であり、不良債務の解消を目標とした第3次経営健全化計画に基づき、抜本的な経営改善を進め、市民の医療ニーズに応えられるよう全力をあげ取り組んでまいります。

8、大阪経済の活性化と中小企業支援、雇用施策について

8-1 原油高騰に対する中小企業支援策の検討について

【質問】

次に、経済の活性化と雇用施策についてお聞きいたします。

大阪経済の99%を担う中小企業の大半は、現在の原油高騰による燃料費の増大や材料費の値上げの中で苦闘しています。市長は「大阪は懐が深く、人にやさしく、多様な市民と企業の活動が濃密に行われ、そこから新しい価値と活力を生み出す」とおっしゃいましたが、そんな悠長なことを言っている暇はありません。

中小企業庁は昨年12月、原油価格の高騰等に伴い、関連中小企業への融資の円滑化を図るために、セーフティネット保証における対象業種の追加指定を行いました。本市としてもコスト高に直面する中小企業に対して、単なる形容詞ではなく、融資制度の更なる拡充など、早急に具体的な対策を講じるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁】

中小企業への支援についてでございますが、原油の高騰など厳しい経営環境にある中小企業に対しましては、国のセーフティネット保証における不況業種の追加を踏まえ、経営安定対策資金の融資対象を拡充してきたところであります。

今後、中小企業を取り巻く環境を十分に踏まえ、より弾力的な制度の活用などについて、国に強く働きかけながら、検討してまいります。

8-2 経済活性化に対する具体策について

【質問】

また、市長は大阪経済の活性化について、「創業支援、人材育成、商店街再生、更にまちづくりも含めた総合的な観点から経済の活性化に取り組む」とおっしゃいました。経済の振興は形容詞では進みません。その具体策をお伺いいたします。

【答弁】

大阪経済の活性化についてでございますが、産業創造館を中心に、販路拡大の促進や企業の成長段階に応じた支援を行うとともに、次代を担う経営者の育成に取り組んでまいります。

また、厳しい操業環境にある中小製造業の現状を踏まえ、地域と調和したものづくりを支援するため、周辺住民等とのネットワークづくりの推進とあわせ、操業環境のあり方についても検討し、まちづくりに活かしてまいります。

す。

また、商店街の再生に向けては、意欲ある経営者グループや空き店舗活用に対しコーディネータを派遣するとともに、子育て世代や高齢者へのサポートなど、地域と連携した取り組みを支援してまいります。

8-3 大阪駅北地区における容積率の緩和について

【質問】

続いて、大阪の活性化という観点から、北ヤード開発についてお聞きいたします。

北ヤード開発については、先行開発区域について、商業・オフィスビルを整備するAブロックのビルの容積率を当初計画の 800%から 1600%に、ロボット開発などのナレッジ・キャピタルを特徴とするBブロックは 600%から 1150%に、マンションなどで構成するCブロックを 600%から 1150%にそれぞれを引き上げるといふ、当初計画より大幅に上乘せする方針を大阪市が固めたとの報道がなされました。

このことは関西再生のシンボルとも位置づけられる北ヤード開発に弾みがつくとの前向きな見方もある一方で、一昨年5月と11月に決定したA・B・Cブロックのコンペで競い合った条件を、入札後たった1年ちょっとで変更することとなり、落選した企業体から見るといかにも不公平感があり、「容積率を倍前後にするならコンペをもう一度やり直すべきだ」との声も聞かれ、本市の都市計画行政に対する不信を抱かせるものとなるのではないかと危惧しております。

都市計画の妥当性を示すためにも容積率緩和の交渉過程などの情報を公開すべきだと考えますが、市長はこのまま容積率緩和の決定を下されるのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

【答弁】

大阪駅北地区についてでございますが、先行開発区域では、関西の活性化に向け、ナレッジ・キャピタルを中核とした開発に取り組んでいます。

一昨年には事業者募集により開発提案がなされましたが、ナレッジ・キャピタル機能の拡充や、周辺の交通環境への貢献度を勘案し、現在、容積率を 1600 及び 1150%とする都市計画案を縦覧しております。

今後、議会にも参画頂いている都市計画審議会でも十分に審議頂けるよう、その考え方や交渉経緯を取りまとめ、お示ししてまいります。

8-4 雇用施策の具体的内容について

【質問】

続いて、雇用創出に向けた取り組みについてお聞きいたします。

市長は「経済団体と連携した多様な雇用施策の充実で雇用創出を進める」とおっしゃいましたが、その具体的な取り組みをお示しいただきたい。

また、雇用創出の目標について關前市長は4年で5万人という目標を立てましたが、市長はどのような目標を立てられるおつもりでしょうか。

さらに、就職氷河期のニートやフリーター対策など若者雇用拡大への取り組みの具体策についても、あわせて御所見をお伺いいたします。

【答弁】

雇用施策についてでございますが、本市や経済団体等で構成する「大阪雇用対策会議」での取り組みを充実するとともに、他の団体とも幅広く連携してまいります。

また、厳しい雇用状況に置かれている若者など就職に向けた支援が必要な人を対象として、20年度予算に反映できるよう数値目標を明確にし、取り組みを進めてまいります。

就職氷河期世代の若者の雇用拡大につきましては、本市の職員採用にあたっては、受験対象年齢の拡大等に

ついて検討してまいります。

ニート等課題を抱える若者につきましては、訪問等のきめ細かな相談対応の検討や、体験事業、関係先との連携も更に充実させるとともに、早い段階から仕事体験等を通じて職業観の醸成を図ってまいります。

9、芸術・文化・スポーツについて

9-1 人材育成の取り組みについて

【質問】

次に、芸術・文化・スポーツ施策についてお聞きいたします。

残念ながらこれまで大阪市で育ち、大阪で現在も活躍する、各分野での人材は決して多いとは言えません。様々な芸術・文化施設やスポーツ施設は存在するものの、国際舞台で活躍できる人は少ないのが現状であります。市長はこれら各分野の人材の育成をどのようにして行い、各分野の裾野をどのように拡大しようとされるのか。

【答弁】

芸術・文化・スポーツ施策についてでございますが、芸術文化やスポーツの分野は、将来の担い手を育てることが重要であり、従来から実施している文楽等の体験事業や交響楽の舞台鑑賞会、オリンピックによる学校訪問など、子どもの頃から本物に触れ親しむ機会の充実に取り組んでまいります。

また、市民が気軽に芸術文化やスポーツを楽しむとともに、活動成果を発表できる機会の提供にも引き続き取り組むことにより、人材が大阪に集い、活躍できる魅力ある環境づくりを進めるなど、裾野の拡大に努めてまいります。

9-2 厚生年金会館存続に向けた取り組みについて

【質問】

また、芸術・文化の一大拠点である西区の厚生年金会館は、これまで市民に親しまれ、活用されてきましたが、厚労省の方針では売却されることになっております。フェスティバルホールも建て替えて使用できなくなる中、厚生年金会館存続のため、大阪市として何らかの関与、支援策を検討する考えはないでしょうか。あわせて市長の御所見をお伺いいたします。

【答弁】

大阪厚生年金会館の存続についてでございますが、同会館は文化・芸能の発展や地域社会の活性化に大きく貢献しており、これまで国や年金・健康保険福祉施設整理機構にホール機能等の存続を要望してまいりました。

同会館は、今年度内にも売却への入札手続きに入ることが予想され、引き続き機能存続に向け要望を継続するとともに、例えばホール機能等の存続を条件に容積率緩和を行うような地区計画等の都市計画的手法の活用を提案するなど、関係機関に働きかけを行ってまいります。

10、環境・資源リサイクルについて

【質問】

次に、環境に対する取り組みについてお聞きいたします。

市長は「環境問題に取り組む市民の行動を積極的に支援し、環境に配慮した市民のライフスタイルを実現できるまちづくり」とおっしゃいましたが、具体的にどのようなライフスタイルを市民に求め、本市としてどのような取り組みを実施されるのか、御所見をお伺いいたします。

【答弁】

環境に対する取組についてでございますが、今日の環境問題を解決していくためには、市民との協働が重要であると認識しています。

本市では、適正な冷暖房温度の設定や打ち水行動などの環境に配慮した生活様式の普及を図るとともに、家庭における電気・ガス使用量削減を目指す「環境家計簿」の活用などの省エネルギーの取組を支援しています。今後もこれまでの取組を継続し、環境配慮型のライフスタイルを市民に広めてまいります。

11、防災対策について

【質問】

次に、防災対策についてお伺いいたします。

災害発生時における被害を最小限にとどめるためには、自助・共助・公助の連携が不可欠であります。市長は防災対策について、「地域レベルの防災コミュニティづくり」や「災害発生時に対応できるシステムの構築を進める」とおっしゃいましたが、その上で具体的な施策について、御所見をお伺いいたします。

【答弁】

防災対策についてでございますが、災害発生時の被害を最小限にとどめるためには、議員ご指摘のとおり、自助・共助・公助の連携が不可欠です。

老朽住宅密集地域ではハード面の取り組みは元より、災害発生時の地域住民等による初動活動が非常に重要であると考えております。

本市ではこれまでも地域防災リーダーを始め、各種自主防災組織の育成に努めてきたところですが、今後は、現在地域レベルで進めております、防災マップづくりや図上訓練等を一層充実させ、地域防災力の向上に努めて参ります。

12、教育施策について

12-1 子どもの学力向上に向けた取り組みについて

【質問】

次に、教育施策についてお伺いいたします。

大阪の未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育ち、豊かな心を育むために、本市の公教育の充実を図ることは極めて重要な課題であります。

「市民の目線」が強調されている施政方針の中で、教育関連の施策については中学校給食のみであり、公教育そのものの諸課題についての言及は全くありませんでした。この点に関しては、大変残念であるとともに、その問題意識、政治姿勢を疑問に感じると言わざるを得ません。

教育課題に関して、まず、昨今の全国学力テストの結果等で議論となっている子どもの学力向上にむけた取り組みについてお聞きいたします。本市ではきめ細かな指導が可能となる習熟度別少人数授業を実施しておりますが、子どもの学力向上に向けたさらなる取り組みの強化についてのお考えはいかがでしょうか。

また、小学校での英語教育など特色ある教育についてもさらなる充実を図るべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

【答弁】

教育施策についてでございますが、全国学力調査の結果は、私には大きな驚きでした。この結果を厳しく受け

止め、従来からの習熟度別少人数授業の効果がより高まるよう引き続き実施するとともに、各校の課題に応じた取り組みを進め、大阪の教育力の強化と学力向上に総力を挙げて取り組みます。

小学校の英語教育について、平成16年から実施中の、英語でわくわく1, 2, 3事業は、英語に興味を持つ児童の増加など効果があり、引き続き取り組みます。各校の創意工夫による特色ある取り組みを発展できるよう、学校支援の施策の充実に努めます。

12-2 市立学校再編について

【質問】

続いて、市立学校再編についてお聞きいたします。

新商業高校構想具体化委員会等の議論において、新商業校の平成24年4月開設を目指しております。その他、工業高校、小中学校や幼稚園の過小校の再編統合問題についても答申が出ておりますが、現行計画どおりとされるのか、市長の御所見をお伺いいたします。

【答弁】

また、前市長の時から検討されてきた新商業高校は、東・市岡・天王寺の3商業高校を統合して平成24年に開設する構想で、行政評価委員会答申を受け、具体化に向けて進めていきます。工業高校の再編整備については、今後、教育委員会とともに検討したいと考えております。

小・中学校の規模・配置の適正化については、これまでも学校適正配置審議会答申を踏まえて進めており、今後とも、教育環境を整える観点から過小校の解消に向け取り組むべきものと考えます。

また、市立幼稚園について、特に小規模園では幼稚園教育に必要なグループ活動にも支障があることから、教育内容の充実もあわせ、規模の適正化についても、今後の幼稚園教育の方向性を定めた「大阪市立幼稚園のあり方」に基づき取り組んでまいります。

12-3 中学校の昼食について

【質問】

続いて、中学校昼食事業についてお聞きいたします。

我々は中学校の昼食、ランチ制度についてはあくまでも教育・食育の観点からの取り組みでなければならぬと考えております。

中学校昼食事業については、これまでの市長の発言は、選挙中から見ると二転三転しておりましたが、先般の委員会や施政方針でも「食育の観点から選択方式での中学校給食の全校実施」との方向性を固めたと受け取りましたが、御所見をお伺いいたします。また、2010年までに実施するとの新聞報道について、間違いはないのかお伺いいたします。

【答弁】

中学生の給食については、厳しい財政状況をはじめ多くの課題があり、今後、教育委員会の方針を尊重しつつ、教育委員会とよく話をしながら、広く市民の声を聞き、市会の議論を経ていく必要があると考えております。私としては、食育という大きな観点から、学校給食法に基づいた選択方式での中学校給食の全校実施を重点事項として、早急に検討したいと考えております。

13、女性施策について

【質問】

続いて、教育施策と同じく施政方針で言及のなかった女性施策についてお聞きいたします。

21世紀は女性の世紀とも言われるており、大阪を活力と魅力あふれるまちにしていくためには、女性がいいきと暮らすことのできる社会をつくっていくことが不可欠であると考えておりますが、女性の一層の地位向上、社会参画に向け、どのように取り組まれるのか、また、女性施策の中で市長は何を重点的に取り組まれるのか、あわせて御所見をお伺いいたします。

【答弁】

女性施策についてでございますが、施政方針演説で言及しなかったという点について、決して軽視するつもりはなく、男女共同参画社会の実現は重要課題であると認識しております。

平成15年1月施行の男女共同参画推進条例により平成18年3月に前市長が策定された基本計画に基づき、あらゆる場において市民や事業者と共に、女性の地位向上や社会参加の拡大に努めます。

特に仕事と家庭の両立支援について重点的に推進し、子育て世代の男女の両立支援、女性の起業支援など実効性ある取組を引き続き進めてまいります。

14、地域のまちづくりと区政改革について

【質問】

最後に、地域のまちづくりと区政改革についてお聞きいたします。

地域が独自にまちづくりを推進することは大変重要であり、行政としてNPO、ボランティアや地域諸団体が活発に活動できるためのサポートを行うことは当然であります。

しかしながら、区役所の権限移譲については、かつて区長を局長級にとの議論もありましたが、権限を移譲することにより事業が付随・分散し、それに伴う人員やポストの増につながり、行革に逆行する結果となる恐れがあります。

区役所への権限移譲と行政改革を両立する方策をどのようにお考えなのでしょう。また、何を、どこまで、どのように移譲するのか、明らかにしていただきたい。

さらに、現在の24区という行政区の数について、多いのか、少ないのか、どのような考えをお持ちなのか、市長の御所見をお伺いいたします。

以上、さまざまな問題にわたってお尋ねいたしました。市長の具体性ある、率直で前向きなご答弁をお願い致します。

なお、答弁のいかんによっては再質問することを申し添えておきます。ご清聴ありがとうございました。

【答弁】

地域のまちづくりと区政改革についてでございますが、本市を取り巻く厳しい行財政環境のもと、今後も「市政改革基本方針」を基本的には踏襲し、集約化やIT活用の推進など業務の効率化に取り組むとともに、防災や生涯学習などの分野で地域特性に応じて実施すべき事業については局予算を移譲するなど、区役所が市民と協働して事業実施できるよう、これまでの取組みを推進してまいります。

また、本市の行政区は、1区あたりの面積・人口とも他都市に比べ小さく、そういった意味では行政区の数が多いといった一面もございます。そのため、住民に身近なところで区政が展開できるメリットがある反面、安易に事業・権限を24区に分散すると、かえって職員数の増などにつながるおそれがあることも認識しております。

行政区の適正規模につきましては、これまでも議論されてきたところではありますが、新しい時代に対応した行政区と区役所のあり方については中期的課題と考えております。

このため、まずは、複数区を一つの事業単位とするなど、従来の区・局の枠組みにとらわれることなく、より効率的・効果的に地域課題を解決するための新たな仕組みについて検討を進めてまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。